

教員の任期に関する規程

平成15年12月6日
制定

改正 平成17年6月1日
平成28年4月1日

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という）第5条第1項及び第2項に基づき、本学における教員の任期及び任期を定めて任用される教員（以下「任期制教員」という）の取扱いについて定める。

(任期制教員の定義)

第2条 法第4条第1項に定める次の職務に就く者は、任期制教員とする。

- (1) 先端的、学術的又は総合的教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就く者。
- (2) 助教の職に就けるとき。
- (3) 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就く者。

(任期制教員の任期)

第3条 任期制教員の任期は、前条各号ごとに内規で定める。

- 2 教員が任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）に、その意思により退職を申し出たときは、所定の手続きを経て退職することを妨げない。
- 3 対象教員が、学校法人東北医科薬科大学就業規則第19条に定める定年に達することになる場合は、その任期は、定年退職予定日までの期間とする。

(所属する組織・職・処遇等)

第4条 任期制教員の属する組織、職、処遇等の具体的事項については、第2条の各号ごとに、別途取扱い内規を定める。

(任期制教員の同意)

第5条 任期制教員の任用に際しては、当該任用される者の同意（様式1）を得なければならない。

(雇用契約)

第6条 法人は、当該任期制教員の任用にあたり、本規程及び別に定める取扱いの定めるところにより当該教員と労働契約を締結する。

- 2 前項の規定は、再任された場合及び所属・職位が変更になった場合に準用する。

(規程の公表)

第7条 この規程を改廃したときは、適切な方法で公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成15年12月6日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

ただし、平成15年12月6日現在の在職者については、平成18年4月1日より本規程を適用する。

附 則（平成17年6月1日）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。